平成２８年（フ）第２７号
熊本県玉名市中1527番地２
債務者　平島えりか
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１３４号
宮崎県日向市大字平岩7777番地１
債務者　浦　　達也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６６号
岐阜県可児市土田5080番地１　サン・コーポラス大池１－202、前住所岐阜県可児市土田4030番地１
債務者　ダシルバー　ジョアオ　アマリルド　レメスこと　ＬＥＭＥＳ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＪＯＡＯ　ＡＭＡＲＩＬＤＯ
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第６７号
岐阜県可児市土田5080番地１　サン・コーポラス大池１－202、前住所岐阜県可児市土田4030番地１
債務者　味本マリアこと　ＭＩＭＯＴＯ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＭＡＲＩＡ　ＪＵＬＩＡ
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１４０号
兵庫県小野市三和町861番地の２
債務者　小西みな子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
兵庫県宝塚市山本中２丁目２番29―403号、前住所兵庫県宝塚市小林３丁目９番２号206号
債務者　瀧原　和久
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
徳島県美馬市美馬町字里西屋敷120番地
債務者　平山　竹夫
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第２７６号
沖縄県那覇市曙１丁目13番14号　丸秀産業ビル501
債務者　円谷　　博
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７５２号
神戸市北区山田町小部字向井谷11番地　フレグランスＫＯＹＯ―103号
債務者　森川　恭成
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5542番地117、前住所佐賀県小城市牛津町下砥川123番地５　ありーず牛津ケ丘Ａ　５－５号
債務者　小野　雄太
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５１９号
静岡市葵区東千代田３丁目１－１、住民票上の住所静岡市葵区駒形通１丁目３番９号　アーク駒形203号
債務者　冨田　義男
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市池田町４丁目３番11号　グリーンハイム105
債務者　横川あすか（旧姓米崎）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１４０号
広島県福山市東手城町１丁目12番28号　レオパレスフィオーレ206
債務者　木下　　孝
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志1068番地２
債務者　小牧　秀幸
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志1068番地２
債務者　小牧　康子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
青森県平川市中佐渡南田21番地１　高倉アパート東
債務者　佐藤　シゲ
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目15番10―303号
債務者　本多　卓美
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部